

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

旧	新
<p>IV-3-3-4 業務執行態勢 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電子取引基盤運営業務に係る留意事項 金融商品取引業者等が、金商業等府令第1条第4項第16号に掲げる電子取引基盤運営業務を行う場合については、第一種金融商品取引業者として法令等遵守の徹底を求めるとともに、店頭デリバティブ取引の公正性・透明性確保の観点から、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 電子取引基盤運営業者（電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、電子取引基盤の板上において、売付け及び買付けの気配等を正確に公表するための態勢・システムが確保されているか。また、顧客の間の交渉に基づき取引価格を決定する場合に、当事者から提示された売付け又は買付けの気配を正確かつ迅速に相手方当事者に伝達するための態勢・システムが確保されているか。</p> <p>② 電子取引基盤を使用して成立した店頭デリバティブ取引の概要について、電子取引基盤運営業者が、法令等に従い、正確かつ適時に公表するための態勢・システムが確保されているか。 特に、当該公表業務（成立した取引の公表業務）を外部委託している場合、委託先は、公表に際して電子取引基盤運営業者（委託元）のために公表していることを明らかにしているか。また、電子取引基盤運営業者（委託元）は、公表が法令等に従い正確かつ適時に行われるよう、外部委託先の選定・モニタリング等を社内規則等に基づき、適切に行っているか。 (新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>IV-3-3-4 業務執行態勢 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電子取引基盤運営業務に係る留意事項 金融商品取引業者等が、金商業等府令第1条第4項第16号に掲げる電子取引基盤運営業務を行う場合については、第一種金融商品取引業者として法令等遵守の徹底を求めるとともに、店頭デリバティブ取引の公正性・透明性確保の観点から、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 電子取引基盤運営業者（電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、電子取引基盤の板上において、売付け及び買付けの気配等を正確に公表するための態勢・システムが確保されているか。また、顧客の間の交渉に基づき取引価格を決定する場合に、当事者から提示された売付け又は買付けの気配を正確かつ迅速に相手方当事者に伝達するための態勢・システムが確保されているか。</p> <p>② 電子取引基盤を使用して成立した店頭デリバティブ取引の概要について、電子取引基盤運営業者が、法令等に従い、正確かつ適時に公表するための態勢・システムが確保されているか。 特に、当該公表業務（成立した取引の公表業務）を外部委託している場合、委託先は、公表に際して電子取引基盤運営業者（委託元）のために公表していることを明らかにしているか。また、電子取引基盤運営業者（委託元）は、公表が法令等に従い正確かつ適時に行われるよう、外部委託先の選定・モニタリング等を社内規則等に基づき、適切に行っているか。</p> <p>③ <u>電子取引基盤運営業者は、顧客が当該業者の定めたルールに従うこと及び顧客が当該業者の求めに応じ、当該業者との取引に関する情報の提出を行うことを契約書等に定めているか。</u></p> <p>(以下略)</p>